

《郵送による入札書提出の手続き》

1. 入札方法

- ① 入札の方法は、「一般書留」、「簡易書留」、「特定記録郵便」のいずれかの方法による郵便による送付、もしくは持参すること。

郵送のあて先は「〒879-2435 津久見市宮本町 20 番 15 号
津久見市長（津久見市役所契約検査室）行」です。

- ② 郵便局から交付される「受領証」は、入札が終了するまで大切に保管してください。
- ③ 入札書は、指定した入札書到着期限までに必着となり、入札書到着期限を過ぎて到着したものは無効となります。

2. 封筒、入札書の記載方法

- ① 郵便入札用封筒は内封筒と外封筒の二重封筒とし、「入札書」を内封筒に入れ封かんし、内封筒の表に「〇〇〇事業に係る入札書」と記載するとともに、内封筒の裏に入札者の商号又は名称を記載すること。外封筒には「入札書」を入れた内封筒を入れ封かんし、外封筒の表に上記のあて先、「親展」、「〇〇〇事業に係る入札書在中」及び開札日を記載するとともに、外封筒の裏に入札者の住所、商号又は名称を記載してください。
- ② 入札書に記載する日付は、開札日の日付とします。（郵便局に出す日ではありませんのでご注意ください。）

3. 入札の無効について

通常の入札における無効事項とともに郵便入札では次に掲げる事項も無効になりますので注意してください。

- ① 一般書留郵便その他市長が指定する郵便以外の方法で入札書を提出した者の入札
- ② 入札書が到着期限を経過した後に到達した入札
- ③ 内封筒及び外封筒に所定の記載がなく、又は誤った記載をした者の入札
- ④ その他郵便入札の執行の公正性を確保するため市長が特に指定した事項に違反した入札

4. 入札（開札）の立会い

- ① 社会情勢による郵便入札のため、入札業者の立会は認めない。入札の公平性を確保するため、入札に関係のない津久見市職員の立会いのもと開札を行います。開札の結果、

落札候補者となるべき同価格の入札をした者が 2 以上あるときは、入札書に記載の「くじ番号」をもとに、別紙決定方法により落札候補者を決定するものとする。

5. 落札者の決定等

- ① 落札において決定した落札候補者について、入札参加資格の確認を行い、資格を有すると確認した日をもって当該落札候補者を落札者として決定します。
- ② ①の確認により入札参加資格を有しないと確認したときは、つぎの候補者について同様の確認を行い落札決定をしていきます。

6. 落札者への連絡

落札決定をしたときは、落札者に電話でお知らせします。速やかに契約手続きを進めてください。

7. 入札結果の公表

入札結果は、落札者の決定後速やかに契約検査室で公表するとともに、津久見市ホームページに掲載します。なお、ホームページへの掲載は若干遅れる場合がありますのでご容赦ください。